

**神戸市デジタルスタンプラリー共通基盤の構築・運用及び都市 OS 接続実証業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 案件名称

神戸市デジタルスタンプラリー共通基盤の構築・運用及び都市 OS 接続実証業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 業務目的・業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 契約期間
契約締結日～令和9年3月31日
- (3) 契約金額の上限
金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 費用分担
受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、参加書類の記載内容等に虚偽の内容があった場合は契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除することがある。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案
別紙「頭書及び委託契約約款」のとおり
- (4) 契約保証金に関する事項
契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。
- (5) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 参加申込関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けてい

ないこと。

- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による参加の場合は、次の条件を全て満たしていること。
 - ① 代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、業務委託について当該共同企業体が負担する債務の履行に際し、連帯して責任を負うこと。
 - ③ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

- (1) 参加書類等の配布： 令和8年3月26日(木曜)
- (2) 参加申込及び質問受付締切： 令和8年4月15日(水曜) 17時
- (3) 質問に対する回答： 令和8年4月22日(水曜) 予定
- (4) 提案書の提出期限： 令和8年5月13日(水曜) 17時
- (5) 提案内容説明会の実施： 令和8年5月18日(月曜)～20日(水曜) 予定
- (7) 選定結果通知： 令和8年5月22日(金曜) 予定
- (8) 契約締結・事業開始： 令和8年6月上旬予定
- (9) 事業完了： 令和9年3月31日(水曜)

6 参加書類等の配布

- (1) 配布期間 令和8年3月26日(木曜)～令和8年4月15日(水曜)
- (2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- (3) 配布書類 ①公募型プロポーザル実施要領(本書)
 - ②委託仕様書
 - ③各種様式(様式1号～6号)
 - ④質問票(様式7号～8号)
 - ⑤委託契約書 頭書案
 - ⑥委託契約約款

7 参加手続き等に関する事項

- (1) 参加申込書等の提出
 - ① 提出期限 令和8年4月15日(水曜) 17時
 - ② 提出書類 参加申込書(様式1号)及び参加資格確認書(様式2号)
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が提出すること。
 - ③ 提出先 Eメールにより「10 問い合わせ先」まで提出
※メールの件名は「公募型プロポーザル参加申込手続き(デジタルスタンプラリー・都市OS)」とすること。
- (2) 質問の受付
 - ① 受付期限 令和8年4月15日(水曜) 17時
 - ② 提出方法 質問表(様式7号～8号)に記載の上、Eメールにより「10 問い合わせ先」のEメールアドレス宛てに提出すること
※件名は「公募型プロポーザルに関する質問(デジタルスタンプラリー・都市OS)」とすること
 - ③ 回答方法 参加者全員に対し、令和8年4月22日(水曜)までにEメールで回答予定。なお、受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会(口頭、電話等)には回答しない。

(3) 提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年5月13日(水曜)17時
- ② 提出書類
- ア 提案書提出書(様式第3号)
 - イ 提案書(様式:PowerPoint形式、スライド比率16:9)
仕様書の記載内容に沿って、以下の項目は必ず提案内容に盛り込むこと。
 - 本業務に対する考え方、目標設定、取り組み方針
 - 実施体制、本市との役割分担、想定スケジュール(WBS等)
 - 納入物(成果物の名称・内容・納期・知的財産権の扱い等)
 - 事業(共通基盤の構築/都市OS接続実証)の内容及び期待効果
 - スタンプラリー共通基盤(機能要件)への適合
 - スタンプラリー共通基盤(非機能要件)への適合
 - スタンプラリー共通基盤と都市OSの連携実証
 - 事業の継続性(運用・拡張計画案、概算費用、改善サイクル等)
 - 追加提案(任意)
 - ウ 見積書(様式自由)
※見積り金額は、上記2(3)契約上限額で示した金額の範囲内で、提示すること。
 - エ 共同企業体結成届出書(様式4号) ※共同企業体の場合のみ
 - オ 共同企業体結成同意書(様式5号) ※共同企業体の場合のみ
 - カ 法人・団体等の本店、支店の所在地がわかる資料(様式自由)
※提案書内に記載する方法による提出も可とする。
 - キ その他補足資料(任意、様式自由)
- ③ 提出先 Eメールにより「10 問い合わせ先」まで提出
※メールの件名は「公募型プロポーザル提案書提出(デジタルスタンプラリー・都市OS)」とすること。

(4) 提出時の注意事項について

すべての参加関係書類送付後、必ず到着確認の電話をすること。提出期限後の提出は一切受け付けない。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 提案内容説明会を実施する。
- ウ 選定委員は、評価基準に沿って提案書の審査を行う。
- エ 審査の結果、最高得点者が複数いる場合は、技術点の得点が最も高い者を契約候補者とする。契約候補者が辞退した時や資格を喪失した時は、次点の参加者を契約候補者とする。選定委員会の協議への事業者の立会いは認めない。

(2) 評価基準

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

技術点:90点、価格点:10点、総合計:100点

価格点算出式:(1-提案金額/上限金額)×10点

評価項目			点数	
1	技術	提案者について	提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか	10点

			(本店 10 点、支店 5 点、拠点 2 点、上記以外 0 点)	
		目標設定・取組方針	本業務の目標及び取組方針が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。	5 点
		プロジェクト管理・成果物	実施体制、役割分担、スケジュール、会議体及び成果物の内容が適切か	6 点
		事業内容及び効果	共通基盤の構築・運用及び都市 OS 接続実証の内容と期待効果が具体的に示されているか	8 点
		機能要件	仕様書（別紙）に定める要件を満たしているか	8 点
		非機能要件	仕様書（別紙）に定める要件を満たしているか	8 点
		スタンプラリー共通基盤と都市 OS の連携実証	都市 OS 接続実証の具体性、実証計画の妥当性、次アクション及び横展開の考え方が示されているか	20 点
		事業の継続性	次年度以降を見据えた運用・拡張計画、体制及び費用の見通しが現実的か	15 点
		追加提案	本業務の効果を高める有益な追加提案があるか	10 点
2	価格	価格	提案金額に応じて評価する	10 点
合計				100 点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

9 その他

- (1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 採用された提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等から

の暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

- (6) 提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式6号）」を「10 問い合わせ先」まで Eメールにて提出すること。

10 問い合わせ先

神戸市企画調整局調整課 スマートシティ担当

電子メール：smartcity@city.kobe.lg.jp